

授業コード	JP44310010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	知的財産法 I		
英語科目授業名	Intellectual Property Law 1		
科目ナンバー	JAAPP8909	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	松村 信夫		
科目の主題	<p>知的財産権法の法体系は、主として特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的創作物に関する権利と商標権及び不正競争防止法上の商品等表示及び品質等表示の保護（不正競争防止法2条1項1号、同2号、同12号、同13号等）等からなる営業標識に関する権利とによって構成されている。</p> <p>知的財産法は、多数の法律及び法規範（判例法を含む）によって構成され、相互に密接不可分の関係にある。しかし、知的財産法 I、II、知的財産法演習（いずれも2単位）の限られた時間内にその全てをまんべんなく講義・演習することは困難である。</p> <p>そこで、新司法試験の選択科目としての出題範囲をも考慮して、知的財産法 I では特許法を中心とした講義を行い、知的財産法 II では著作権法を中心とした講義を行うことにする。ただし、その余の知的財産権法に関する権利及び営業標識に関する権利についても、必要に応じて講義を行うことにする。なお、知的財産法をはじめ受講する院生も多いことを考慮し、講義を中心としつつ、適宜、受講者に発言や発表を行わせることがある。受講生はレジュメ及び指定した判例の予習をすることが義務づけられる。適宜、判例や事例研究を行うことにする。</p>		
授業の到達目標	<p>初学者でも特許法の基本と体系的な理解が可能な内容とし、あわせて将来の実務において基本的な相談や係争に対応できる応用能力を養うことを目的とする。また知的財産法 II 及び知的財産法演習を合わせて受講してもらえば、司法試験の選択科目の試験範囲にも十分対応できるものとする。</p>		
授業内容・ 授業計画①	<p>(1) 知的財産権法の沿革・体系 知的財産権法の目的と法体系について具体的な事例（複数の知的財産法の交錯領域に関する事例）をもとに講義及び討論をする。 山形地判平13・9・26判タ1079号306頁「ファービー人形事件」等の判例を素材に知的財産権の交錯と調整につき討論・検討を行う。あわせて知的財産権と自由競争原理との関係についても検討を行う。</p> <p>(2) 「発明の概念」 特許法の保護対象としての「発明」の要件及び限界について、判例等を素材としながら検討をする。 判例は、東京高判平2・2・13判時1348号139頁「錦鯉飼育法事件」、最判平12・2・29民集54巻2号709頁「黄桃の育種増殖法事件」等を使用する。</p> <p>(3) 特許（登録）要件 I 「特許発明」の登録要件のうち、新規性、進歩性につき講義をする。 判例は、東京高判平12・12・25判例工業所有権法〔第2期〕531の50頁「ロールカレンダー事件」、東京高判昭38・10・31行集14巻10号1844頁「殺虫剤選択発明事件」等を使用する。</p> <p>(4) 特許（登録）要件 II～先願と拡大先願 先願主義の意義、目的と拡大先願の意義について解説するとともに、狭義の登録要件との関係について解説を行う。</p> <p>(5) 特許権の権利主体 I 特許を受ける権利の主体となる発明者の概念、特許権の権利主体-特許権者、専用実施権者、通常実施権者-について解説するとともに、その前提として発明者の要件、冒認出願等につき下記判例等を素材として討論する。 判例は、東京地判平14・8・27判時1810号102頁「細粒核共同発明事件」、最判平15・6・12判時1753号119頁「生ゴミ処理装置事件」を使用する。</p> <p>(6) 特許権の権利主体 II 職務発明制度につき、平成16年改正前同改正後及び平成27年度中の改正法について、その背景や制度の相違に関して解説するとともに「相当の対価」の算定方法について最判平15・4・22判時1822号39頁「オリンパス事件」、東京地判平16・1・30判時1852号36頁「青色発光ダイオード事件」等の判例を使用して解説する。</p> <p>(7) 特許権の効力 特許権の場所的・時間的限界論について説明する。特許権の効力について概観するとともに特許権の国内消尽、国際消尽について解説する。 判例としては、最判平9・7・1判時1612号3頁「BBS事件」、最判平19・11・8判時1990号3頁「インクカートリッジ事件」等を使用する。</p>		

授業内容・授業計画②	<p>(8) 特許権の権利範囲(特許権の侵害)Ⅰ 実際の侵害訴訟の主張・立証責任の分配に従って特許権の権利範囲(特許発明の技術的範囲)の解釈、文言侵害とその修正原理について解説と事例に基づき討論・検討を行う。あわせて明細書の読み方についても解説する。</p> <p>(9) 特許権の権利範囲(特許権の侵害)Ⅱ 機能的クレームの解釈やプロダクト・バイ・プロセスクレーム等について最近の判例の傾向を分析しながら侵害論について検討する。 判例は、知財高判平24・1・27判時2144号51頁「ブラスタチンナトリウム事件」、東京地判平10・12・22判時1674号152頁「磁気媒体リーダー事件」等を使用する。</p> <p>(10) 特許権の権利範囲Ⅲ 均等論及び不完全実施等を中心として特許権の権利範囲(特許発明の技術的)の拡大と限定につき解説及び事例研究を行う。 判例は、最判平10・2・24判時1630号32頁「ボールスプライン事件」、東京地判平10・10・7判時1657号122頁「負荷装置システム事件」等を使用する。</p> <p>(11) 特許権の権利範囲Ⅳ(間接侵害) 間接侵害の意義と各類型の要件、論点につき解説と事例研究を行う。 判例は、大阪地判平12・10・24判タ1081号241頁「製パン器事件」、知財高判平17・9・30判時1904号47頁「アイコン特許事件」等を使用する。</p> <p>(12) 特許権の利用 専用実施権、通常実施権の設定とその効力、専用実施権設定後の特許権の禁止権、特許ライセンス契約(専用実施権設定契約・通常実施権許諾契約)の実務等について検討する。 判例は、大阪地判昭59・12・20判時1138号137頁「パンチパーマ用ブラシ事件」、最判平17・6・17判時1900号139頁「生体高分子の安定複合体構造の探索方法」、東京地判昭57・11・29判時1070号94頁「不当利得返還請求事件」等を使用する。</p> <p>(13) 特許権の限界 侵害訴訟における主張・立証責任の分配に従って、被告の抗弁としての特許権の限界について解説。主たる抗弁事由としての先使用权、中用権、試験研究のための実施等の法定実施権の要件と権利範囲について講義する。 判例は、最判平12・4・11判時1710号68頁「キルビー事件」、最判昭61・10・3判時1219号116頁「ウォーキングビーム事件」、最判平11・4・16判時1675号37頁「膀胱疾患治療薬事件」等を使用する。</p> <p>(14) 特許権侵害と民事救済 特許権侵害を中心として、その民事救済の内容及びその主張・立証方法等につき検討を行う。具体的な事例に基づきレポートの提出及び演習を行う予定である。</p> <p>(15) 期末試験</p>
事前・事後学習の内容	<p>【事前学習】 事前(講義前の毎週金曜日まで)に共有サイトに次回講義の詳細な内容、講義レジュメ及び予習すべき教材・判例等を指示する。 これに従って予習を行って欲しい。授業は講義中心となるが、各自予習をしていることを前提として適宜発言を求めることがある。</p> <p>【事後学習】 講義の内容を整理して、関連文献を読み、知識の定着を図ること。授業で指摘した事項をまとめ、事例問題に取り組むこと。</p>
評価方法	<p>絶対評価 成績評価については絶対評価とし、講義において全員に対して課するレポートを30パーセント、期末試験の成績を70パーセントの割合で評価する。</p>
受講生へのコメント	<p>特になし</p>
教材	<p>高林龍「標準特許法〔第6版〕」(有斐閣) 講義はレジュメを事前に配布し、これを中心に行う。 各講義時における詳細は掲示板及び共用サイトにおいて通知する。 特許判例百選〔第4版〕(講義開始直前時点の最新版)</p>